



令和7年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料3

就労選択支援について



就労選択支援…

障がい者本人が**就労先，働き方についてより良い選択ができるよう**，就労アセスメントの手法を活用して，**本人の希望，就労能力や適性等に合った選択を支援する** 新たなサービス

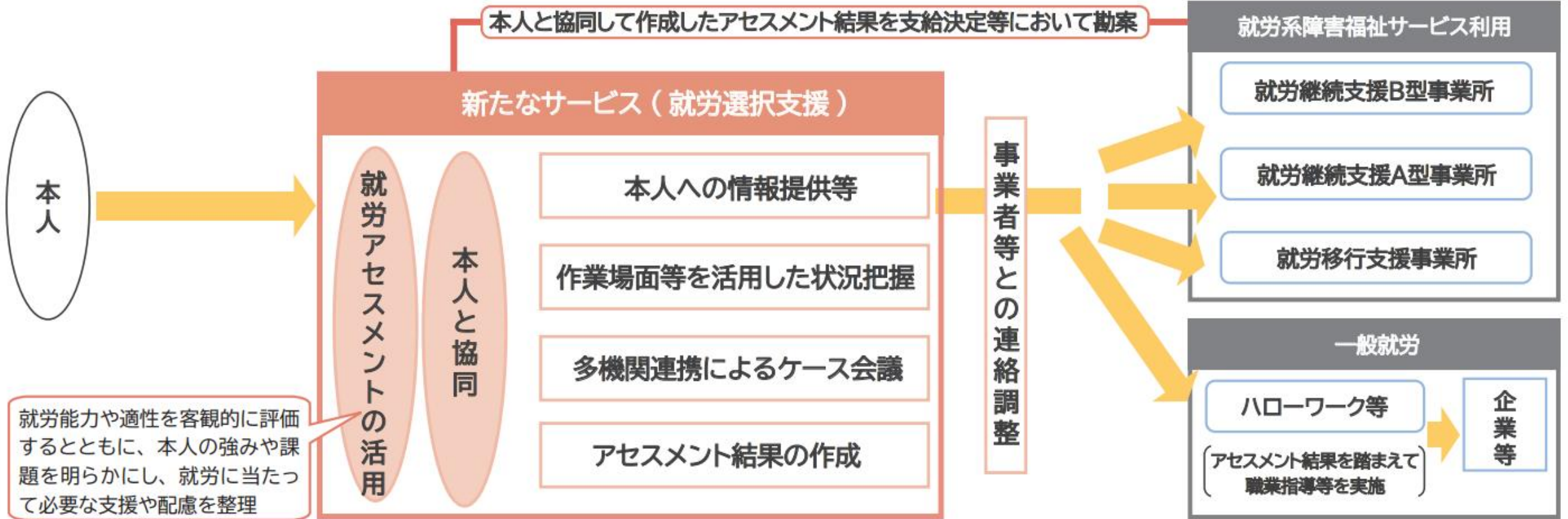


基本方針…

- ・ 短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価や就労に関する意向、就労するために必要な配慮やその他の下記の主務省令で定める事項について整理を行う。
- ・ アセスメント結果を踏まえ、障害者本人や関係者(家族や学校、支援機関等)を交えた多機関連携によるケース会議を行い、障害者本人の就労に関する意思決定支援を行う。



【就労選択支援のイメージ】



基準

<定員>

- ・ **10人以上**

<従事者の人員配置・要件>

- ・ **就労選択支援員の人員配置 15 : 1 以上**
- ・ **就労選択支援は短期間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要、サービス管理責任者の配置は求めない。**

<職員配置>

- ・ **管理者、就労選択支援員**

基準

- ・ **就労選択支援員の要件**

⇒ **就労選択支援員養成研修を修了していること。**

※ **就労選択支援員養成研修の受講要件は、障害者の就労支援に関する基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算 5 年以上あること。**

【令和 9 年度末までの経過措置】

下記の 5 つの研修のうち、いずれかの研修修了者は、就労選択支援員養成研修の受講が可能。

- ・ 障害者の就労支援に関する基礎的研修
- ・ 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修
- ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・ 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

基準

<実施主体>

- **就労移行支援事業所**
- **就労継続支援事業所**
- **障害者就業・生活支援センター事業の受託法人**
- **自治体設置の就労支援センター**
- **障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関**

※ 要件 「**就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事が認める事業者**」

就労選択支援事業所は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければなりません。

対象者

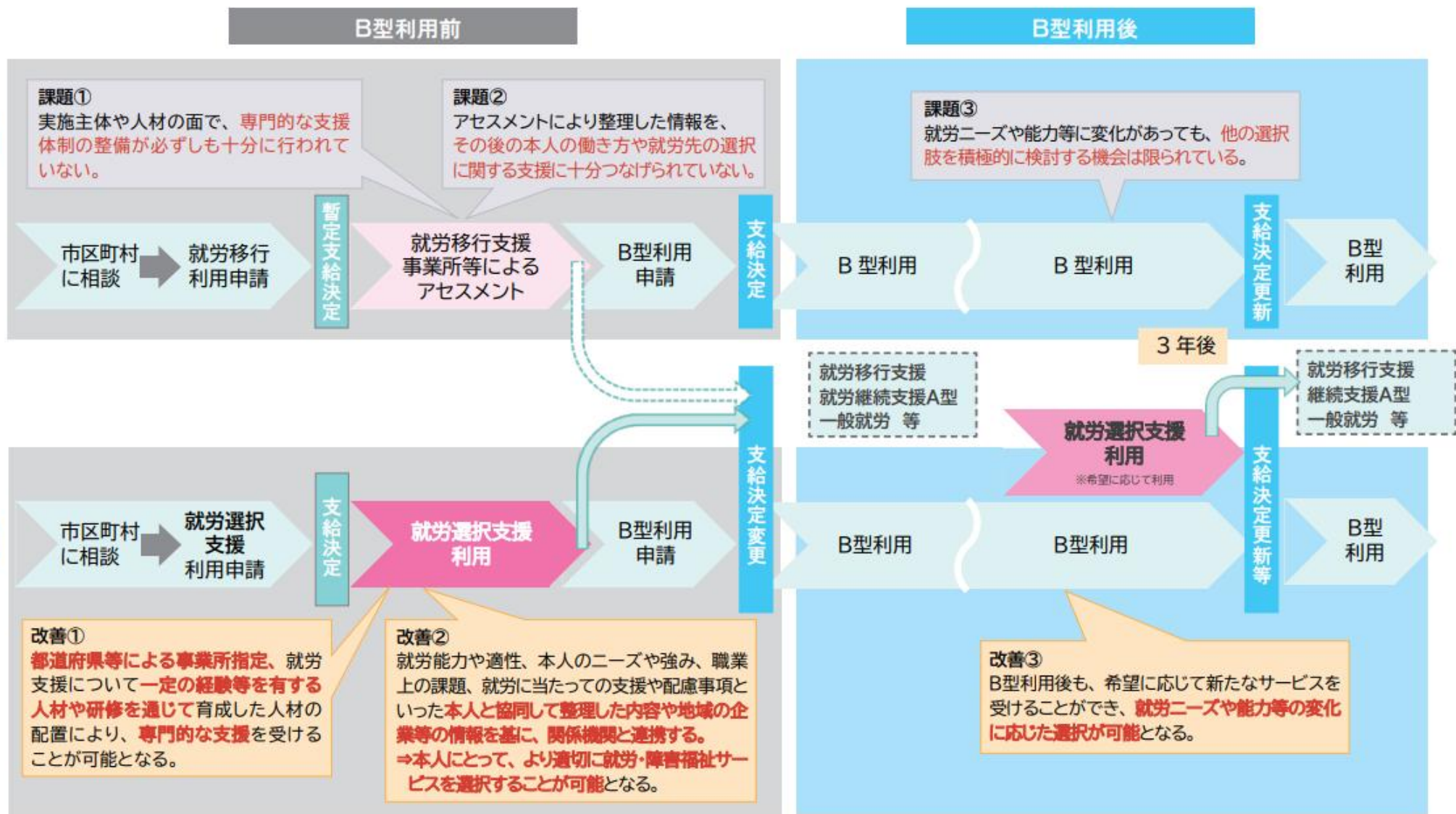
サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50 歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者） 	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和 9 年 4 月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

イメージ（就労継続支援 B 型のケース）

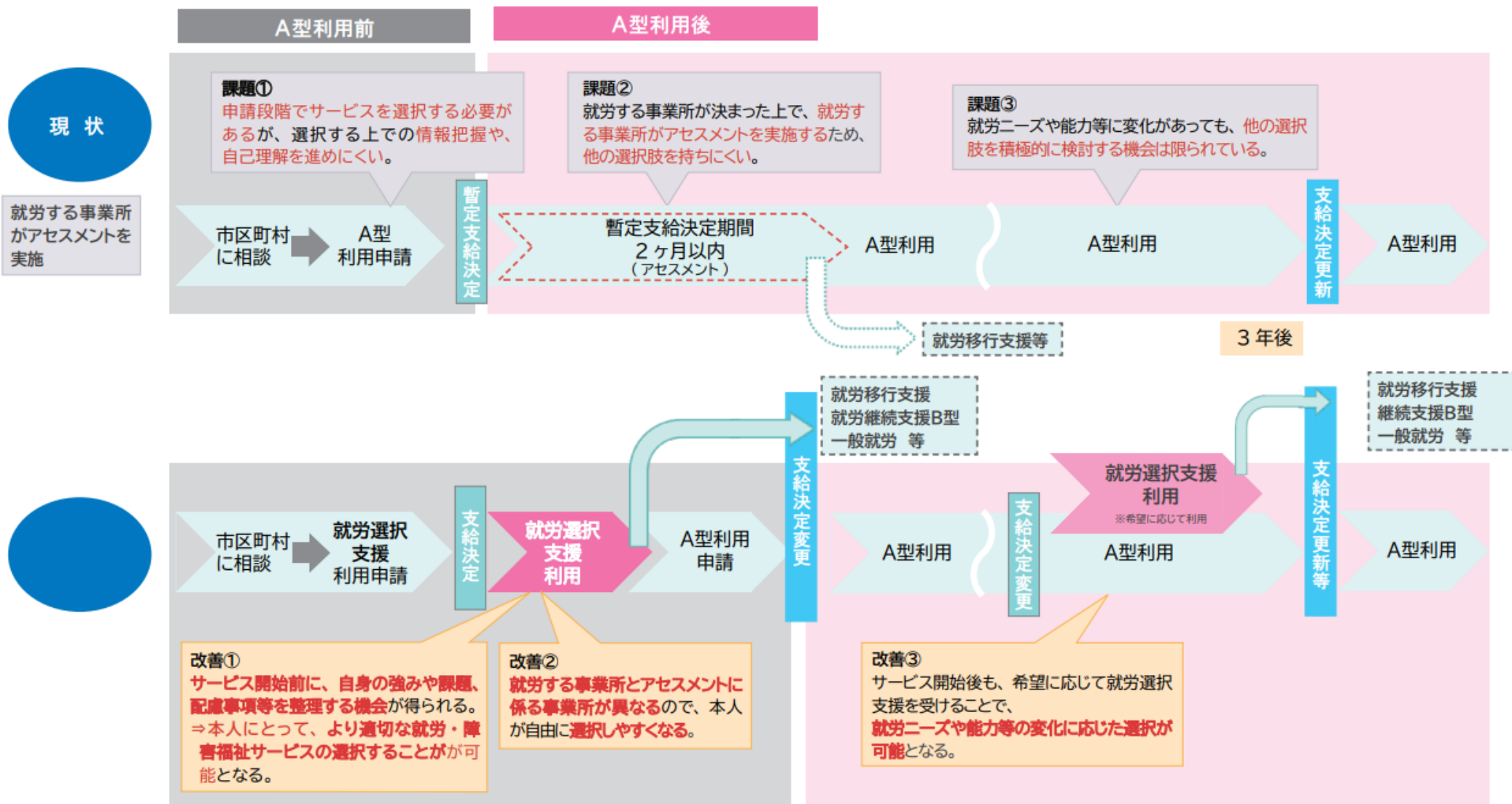
現状

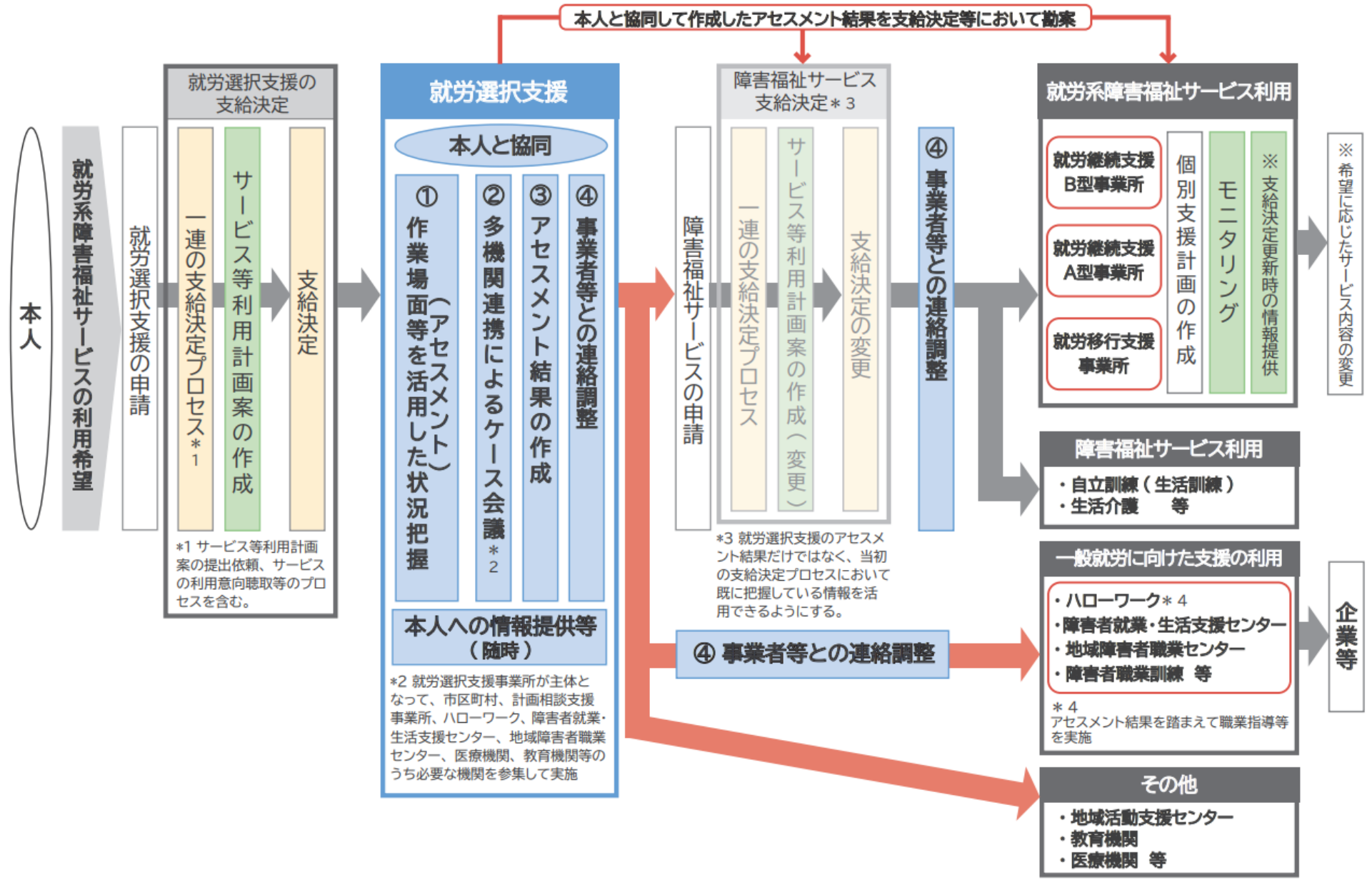
アセスメントが、業務として法令上位置づけられていない

就労選択支援



イメージ（就労継続支援 A 型のケース）





各プロセスの実施主体

- 市区町村**
* 支給決定を担う
- 計画相談支援事業所**
* 利用者のためのケアマネジメント全体を担う
- 就労選択支援事業所**
* アセスメント結果および地域の企業等に関する情報提供を通じて、本人の選択を支援する役割を担う

働きたいけど
どうすればいい?



本人

市区町村
(自治体窓口)

計画相談支援事業所

障害者就業・生活支援センター

公共職業安定所
(ハローワーク)

教育機関
医療機関

就労系障害福祉
サービス事業所

地域障害者職業センター

本人に必要なサービスは?事業所は?
サービス等利用計画案だけでは判断が難しい

本人のニーズに合う事業所はどこかないか?
本人から聞き取った情報と実際はどうなのか?

自分で就職活動するよりもサービス
利用の方が就職への近道ではないか?

なかなか就職が決まらない、離職・転職を繰り返している
のであればサービスを利用してはどうか?

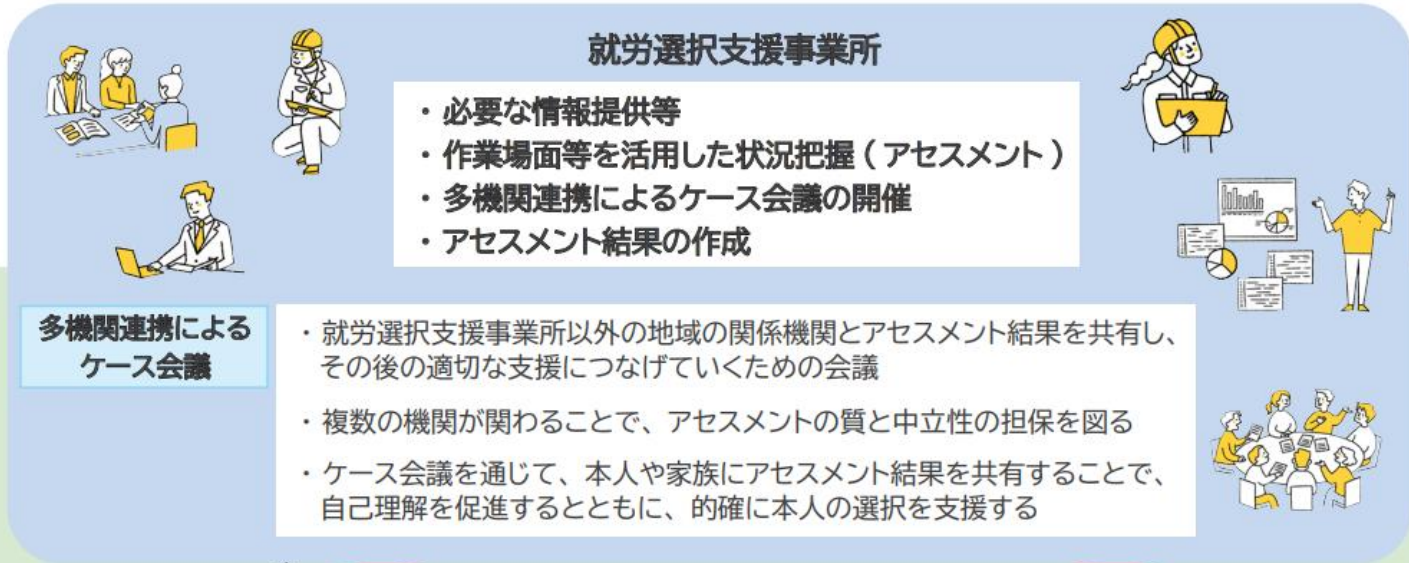
本人の希望と保護者の希望があり
アセスメントした情報を参考にしたい

本人が就職したいと希望しているが、今の本人
の能力はどうなのか?客観的な情報が欲しい

ある程度アセスメントすることはできたが、
本人に合う地域のサービスは?事業所は?

働きたいけど
どこに相談行けば良いのだろうか?

就労選択支援



- 地域若者サポートステーション
- 発達障害者支援センター
- 医療機関・教育機関
- その他の行政機関
その他の関係機関

地域障害者職業センター

- ・ 職業リハビリテーション計画を策定するための職業評価の実施（より専門的なアセスメント）

ハローワーク

- ・ 新たなサービスでのアセスメント結果を踏まえて職業指導等を実施
- ・ 職場実習、職業紹介、職業訓練のあっせん等の支援の実施
- ・ 就職後のモニタリング

障害者就業・生活支援センター

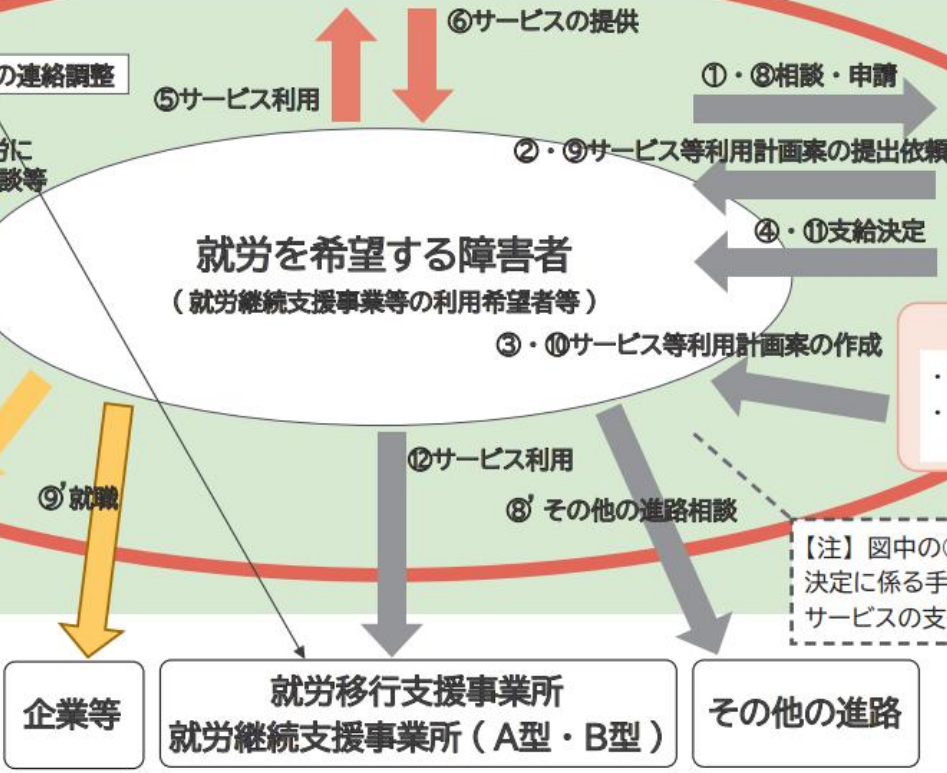
- ・ 就業に関する相談支援、就職に向けた準備支援、職場定着に向けた支援
- ・ 就業に伴う日常生活・地域生活に関する助言
- ・ 関係機関との連絡調整

市区町村

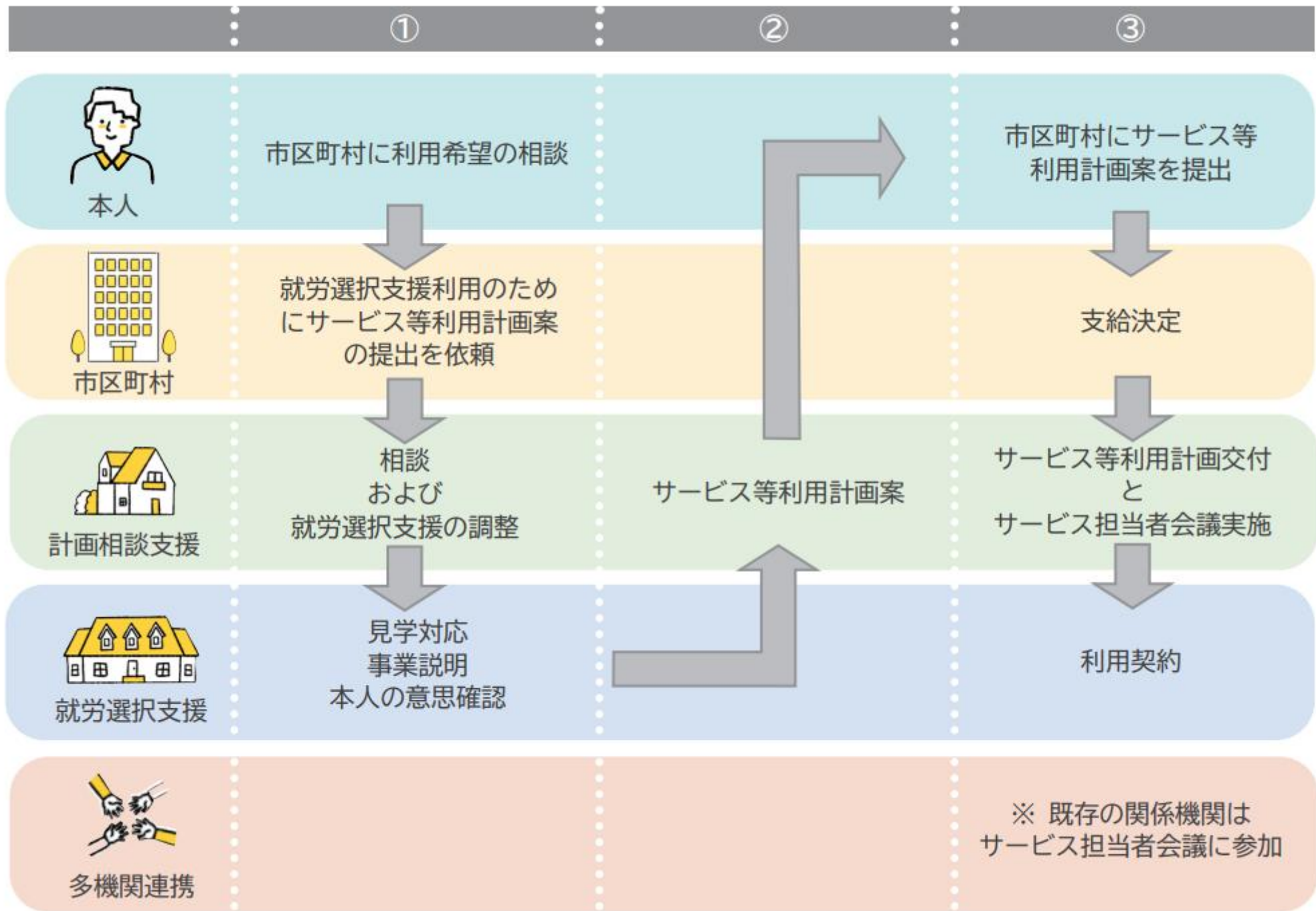
- ・ 心身の状況等に関する調査
- ・ サービスの利用意向聴取
- ・ 計画案の受領後、支給決定

計画相談支援事業所

- ・ サービス等利用計画案の作成
- ・ 支給決定後、計画の作成、定期的に利用状況のモニタリング



【注】図中の①～④は、就労選択支援の支給決定に係る手続き、⑧～⑪は、就労系障害福祉サービスの支給決定に係る手続き



参考資料「就労選択支援実施マニュアル」

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html